

将来都市構造の基本的な考え方（素案）

将来都市構造とは、将来都市像の実現に向けて、本市が目指すべき都市空間の骨格を概念的に示すものです。以下では、本市が目指すべき都市空間を形成する上で求められる視点や今後の課題を整理しながら、将来都市構造に関する基本的な考え方を示します。

1 将来都市構造の方向性

本市は、北関東・東北地方及び上信越地方から首都圏への玄関口に位置し、新幹線 5 路線が集まる交通結節点という立地特性に加え、東北自動車道などの高速自動車道の利便性にも優れ、120 万人を超える人口規模、また、様々な都市機能の集積があります。

また、首都圏有数の自然資源として中央部には見沼田圃、西部には荒川、東部には自然豊かな元荒川などがあり、また、様々な生物が生息する緑地や水辺も残されています。

さらに、氷川神社の門前町、中山道や日光御成道の宿場町、岩槻藩の城下町として古くから繁栄し、明治期以降も埼玉県行政・商業・業務の中心地の役割を担いつつ、同時に、東京に近接した生活都市としても発展してきた本市には、盆栽や人形づくり、サッカーなどをはじめとする多様な歴史的、文化的資源があります。

以上の特性を踏まえ、平成 14 年 12 月に議決（平成 17 年 6 月改定議決）された基本構想では、3 つの将来都市像を定めています。都市空間の形成に当たっては、将来都市像の実現に向けて、以下の視点に沿った取組が求められます。

将来都市像	都市空間を形成する上で求められる視点
多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市	・拠点性の向上 ・交流の活性化
見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市	・自然環境の保全・活用 ・都市活動の低炭素化
若い力の育つゆとりある生活文化都市	・安全で安心できる生活環境の形成 ・生活基盤の充実 ・質の高い生活環境の形成

一方で、本市においても中長期的には人口減少・超高齢社会が到来すると予測されます。そのような中、市街地が拡大を続ける従来型の都市づくりを進めた場合、以下のような問題¹が発生すると考えられます。

- ・日常の買い物や通院に際して、自家用車の運転ができなくなるにより、不自由な生活を強いられる高齢者等が増大
- ・都市機能が拡散、散在することで、自動車利用の一層の高まりや移動距離の増大等により CO₂ 排出量が増大し、環境への負荷をより高めることが懸念
- ・広域的な都市機能の拡散は、中心市街地の一層の衰退を招くばかりか、「まち」の質の低下と防災、防犯、子育て環境等、多様な問題が増大

¹ 国土交通省都市・地域整備局「集約型都市構造の実現に向けて」（平成 19 年 8 月）

- ・市街地のさらなる外延化は、都市機能の維持管理、福祉サービス等の行政コストの増大を招く恐れ
- ・モータリゼーションの進展は、日常生活における自家用車の依存を高め、利用者の大幅な減少に伴う公共交通機関の減便や廃止が進み、市民の足としての公共交通の地位は大幅に低下など

以上の視点や課題を踏まえ、本市は、将来においても持続可能なまちづくりを進める観点から、市街地の拡大を抑制し、各地域の拠点への様々な都市機能の集積と拠点間のネットワークの形成を図ることにより、市民生活に必要な諸機能が徒歩、自転車又は公共交通で移動できる範囲において享受できる環境を創出するとともに、将来的にも市街地が河川と緑地に挟まれた都市空間を保全していくことで、質の高い市民生活を支え、多彩な交流を生み出す活力と豊かな自然環境が共生する**多核集約・連携型の都市構造**の実現を目指します。

2 将来都市構造を構成する要素

(1) 拠点

本市においては、利便性の高い鉄道沿線を中心に市街地が形成されており、特に鉄道駅周辺には、市民生活に必要な諸機能が集積しています。以下の地区については、今後とも引き続き都市機能を集積する「拠点」として位置付け、位置付けに応じて各種機能の集積を促進します。

<都心>

- ・大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区と浦和駅周辺地区を本市の2つの「都心」と位置付けます。
- ・この2つの都心は、高度な都市機能、広域的な都市機能が集積し、広域的な都市活動や市民生活の拠点として育成します。
- ・大宮駅周辺地区では広域的な商業・業務機能や交流機能、さいたま新都心周辺地区では広域行政機能、業務機能、文化機能、交流機能などの機能集積を進め、両地区の連携を深めつつ、一体的な都心としての形成を進めます。
- ・浦和駅周辺地区においては行政機能を担うとともに、商業・業務機能、文化機能を中心として集積を図り、都心としての形成を進めます。
- ・2つの都心を包含する区域を「中心市街地」と位置付け、都心間の連携の強化、高度な都市機能の集積を誘導するとともに、新たな産業の振興、多様な人々の交流の活性化を図る拠点づくりを進めます。

<副都心>

- ・日進・宮原地区、武蔵浦和地区、美園地区及び岩槻駅周辺地区の4地区を「副都心」として位置付けます。
- ・4つの副都心は、都心と連携しながら、その機能を補完するとともに、本市の都市活

動を多様化する役割を果たします。

- ・そのため、都市基盤の整備を進めながら、商業・業務機能や文化機能などの高次都市機能の集積、都心居住の実現、地域に集積する歴史文化資源の活用による交流機能の向上を図り、地域の自然環境を生かしつつ、それぞれの特性に応じた拠点の形成を進めます。
- ・副都心のうち、日進・宮原地区は商業・業務機能と都市型住宅を併せ持った高次複合都市、武蔵浦和地区は商業・業務機能と住宅との均衡のとれた職住近接型高次複合都市を目指します。
- ・また、美園地区は、商業・業務機能やスポーツ・健康機能などを誘導しつつ、環境に配慮した良質な住宅地の形成を図り、スポーツ・健康・環境エネルギーをテーマとする交流拠点を目指します。
- ・岩槻駅周辺地区は歴史と伝統に支えられた地域資源を生かし、自然環境との調和を図りつつ文化・交流機能の充実を進め、特色ある拠点の形成を図ります。

＜地域拠点＞

- ・鉄道駅の周辺は、日常生活を支える様々な機能を有する「地域生活拠点」と位置付けて、育成します。
- ・区役所周辺は、地域のコミュニティを育む文化・交流機能を有する「地域活動拠点」として位置付けて、育成します。

＜将来都市構造のイメージ＞

（２）都市軸

「東日本の交流拠点都市」を目指す本市の都市構造は、首都圏の全体的な都市構造の中で捉える必要があります。

首都圏では、東京を中心とする放射状の軸が複数形成されており、本市においても東京と北関東・東北地方、また上信越地方とを結ぶ南北方向の道路・鉄道に沿って都市的な機能集積が進んでいます。

また、東京中心部の近郊の地域においては、本市のほか、横浜市・川崎市・町田市・相模原市、八王子市・立川市・多摩市、柏市、千葉市など、東京中心部から環状の方向に拠点的な都市が帯状に連坦しており、それらの拠点的な都市の育成・整備を図るとともに、相互の連携を強化し、東京中心部との適切な機能分担を推進することが求められています。

このような広域的観点から、広域的な幹線道路や鉄道に沿って、本市の都心・副都心と東京中心部、北関東・東北地方や上信越地方とを結ぶ南北方向の軸を「南北都市軸」、東京中心部から環状方向に位置する拠点的な都市と本市とを結ぶ東西方向の軸を「東西連携軸」と位置付けます。

＜南北都市軸＞

- ・南北都市軸は本市の主軸と位置付け、その機能を強化し、軸上の都市機能の高度化を進めることで、本市の都心・副都心と東京中心部、北関東・東北地方や上信越地方との連携並びに市内の拠点間の連携を強化していきます。

＜東西連携軸＞

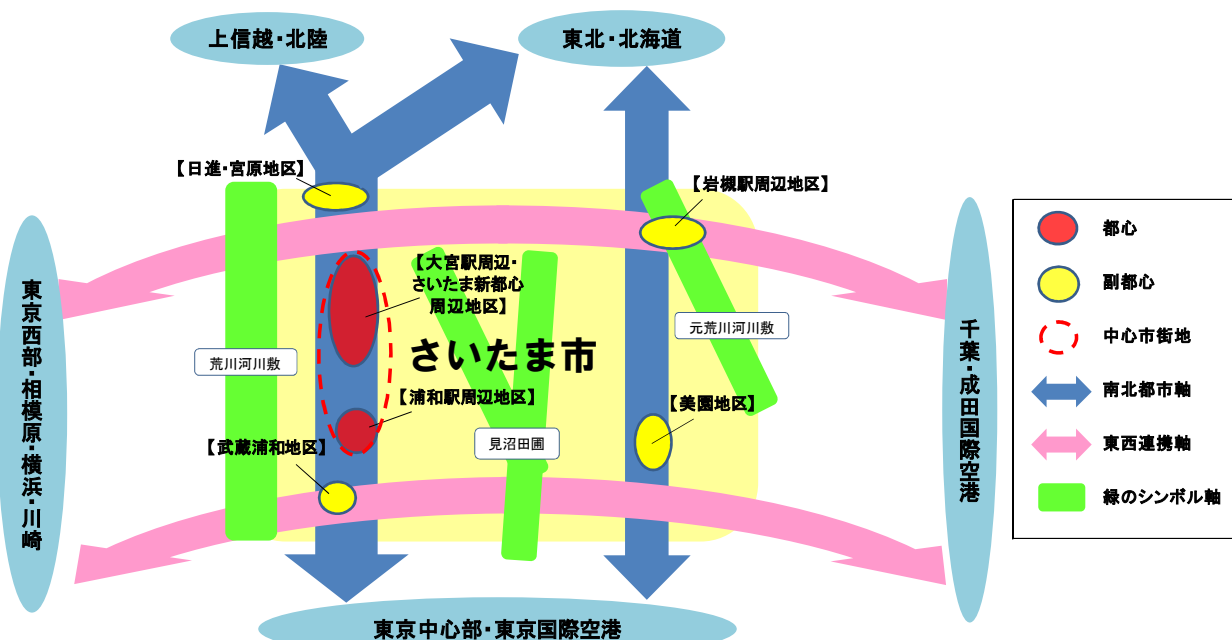
- ・東西連携軸は、広域的には、東京中心部から環状方向に位置する拠点的な都市との連携を促進する機能を有し、南北都市軸との相乗効果によって、東京中心部からの機能分散の受け皿として都市機能の集積と機能の高度化を誘導する役割を担います。
- ・市内においては、拠点間の連携を図るとともに、市域の東西に広がる住宅市街地を結び、市民の交流・連携を促進する役割を担います。

（３） 水と緑のネットワークの骨格

本市は、市街地が河川と緑地に挟まれた構造となっており、その結果、市民は、都市生活を享受しつつ、身近に自然に親しむ恵まれた環境に暮らすことができます。

市内を流れる河川と河川沿いの低地に広がる農地は、本市の貴重な環境資産であり、都市構造上の重要構成要素として位置付け、河川沿いの低地帯に緑地を維持し、将来的にも市街地が河川と緑地に挟まれた都市構造を維持していくこととします。

- ・見沼田圃や荒川、元荒川沿いを本市における「緑のシンボル軸」として位置付け、この軸を中心として、主要な河川や広幅員道路、街路樹、斜面林などの樹林地、市内に点在する公園などの活用を進めながら、市全域にわたる「水と緑のネットワーク」を形成します。
- ・中心市街地エリアでは、さいたま新都心から氷川参道、大宮公園、盆栽村を経て、見沼田圃に至る緑の回廊を形成します。



3 土地利用の基本方針

(1) 土地利用に関する基本的な考え方

- ・鉄道などの公共交通の利便性の高い市街地において、集約的な土地利用を図ることを優先するとともに、市街地を取り巻く地域における自然的土地利用を維持・保全し、原則、新たな市街地の拡大を抑制しながら、都市的土地利用と自然的土地利用の調和を実現していきます。

(2) 都市的土地利用に関する方針

- ・南北方向の鉄道に沿って密度の高い土地利用を配置するとともに、鉄道駅周辺の地域（駅勢圏）においては、都心、副都心などの拠点の位置づけに応じて、中高層から中層の集合住宅や商業・サービス機能等が調和した土地利用を促進し、様々な都市機能の集積を図ります。
- ・駅勢圏の外縁や駅勢圏外においては、それぞれの地区の特性を踏まえながら、戸建住宅と中層から低層の集合住宅を主体とした土地利用を促進し、ゆとりある良好な住環境の創出を目指すとともに、防災面や環境面に配慮した利便性の高い市街地の形成を進めます。

(3) 自然的土地利用に関する方針

- ・市街地を取り巻く緑地や水辺空間、農地などの豊かな自然環境に恵まれた地域においては、自然環境の保全と農業の振興を基調としながら、水と緑のネットワークの骨格の形成、また、市民生活にやすらぎと潤いを提供する空間として、その活用・創造を図ります。